

第68号議案

ふじみ野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(ふじみ野市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

(ふじみ野市手数料条例の一部改正)

第2条 ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号及び同条第3項中「別表39の項から56の項まで」を「別表38の項から55の項まで」に改める。

別表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から62の項までを1項ずつ繰り上げ、同表63の項中「39の項」を「38の項」に、「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表62の項とし、同表64の項中「39の項」を「38の項」に、「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表63の項とし、同表65の項中「39の項」を「38の項」に、「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表64の項とし、同表66の項中「69の項」を「68の項」に改め、同項を同表65の項とし、同表67の項中「39の項」を「38の項」に、「40の項」を「39の項」に、「68の項第1号イ」を「67の項第1号イ」に改め、同項を同表66の項とし、同表中68の項を67の項とし、69の項を68の項とする。

(ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部改正)

第3条 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（平成27年ふじみ野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「第19条第8号」を「第19条第9号」に改める。

別表第1の19の項中「平成17年ふじみ野市告示第84号」を「令和3年ふじみ野市告示第97号」に改め、同表26の項中「ふじみ野市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱」を「ふじみ野市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱」に改め、同表36の項中「ふじみ野市後期高齢者医療人間ドック検査料補助金交付要綱」を「ふじみ野市後期高齢者医療人間ドック等検査料補助金交付要綱」に改める。

別表第3の1の部都道府県知事の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市個人情報保護条例等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。